

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午前8時58分から午前10時37分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員(14名)

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員(1名)

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会(事務局長)
 - 日程2 会長挨拶(会長)
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第35号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第37号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第38号山江村農用地利用集積等促進計画(第5次)に対する意見決定について

て

 - 日程9 その他
 - 日程10 今後の行事
 - 日程11 閉会(会長)
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか

〇〇推進委員 すみません。

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 親子関係ですかね。

事務局長 今回は経営移譲年金を支給されている方をございまして、息子さんとの使用貸借の契約をされてましたけれども、今回、新たに農地バンクで契約をされてますので、今回は息子さんから別の所に農地バンクを利用して契約をするというような形になります。

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第35号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第35号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第36号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。議事に入る前に、農業員会規則第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇推進委員の退席を求めます。

〇〇推進委員退席（9時07分）

議長 はい。それでは事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長 はい。それでは、議第36号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第36号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法

施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和6年10月10日提出、山江村農業委員会会長。6ページから7ページまでが解約通知書と合意解約書の写しです。(申請内容について説明)。8ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、借り手変更によるもので、新たに農地バンクを介して契約手続きを進めるためのものです。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか

議長

はい。6番農業委員委員。

6番農業委員

はい。貸す側の人の名前が違うというのは何ででしょう。

事務局長

当時の申請人が死亡の為となっております。

議長

他に確認した方がよろしいですか。

6番農業委員

大丈夫です。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第36号は原案のとおり承認いたします。

〇〇推進委員着席(9時10分)

議長

次に日程7、議第37号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第37号について説明をいたします。総会資料9ページをご覧ください。議第37号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和6年10月10日提出、山江村農業委員会会長。10ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。11ページから12ページが申請書の写しでございます。関係事項等につきましてはご覧の通りでございます。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから「第2種農地」と判断いたしました。13ページから21ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に10月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。10月4日9時40分より立会いを行っております。立会いには譲渡人の4名のうち3名、それと譲受人の2名の方それと行政書士の方、担当推進委員、それと事務局の2名、それと私の10名で立会いを行っております。(場所について説明)。圃場は、説明にあったとおり小規模の圃場になっております。一部で栗、一部で家庭菜園、一部で遊休農地といった感じでなっております。平米数に関しては500㎡を上回っておりますが許容範囲内と聞いております。許可が下り住宅を建てられた際には山江村民として実数が増えますので、山江村にとっても喜ばしい事だと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

 (なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ありませんでしょうか。

 (なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

6番農業委員 許可が下りるのはどのくらい期間がかかるのでしょうか。

事務局長 はい。今回の案件はこの総会で承認をいただきましたら、今度の10月の県の審査会にかかると思いますので、現地調査を15日に県と行うようにしています。その後ですので来月には県の方から回答が来ると思います。

議長 よろしいですか。

6番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

 (なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第37号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第37号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程8、議第38号「山江村農用地利用集積等促進計画(第5次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第38号について説明をいたします。総会資料の22ページをお開きください。「山江村農用地利用集積等促進計画（第5次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画（第5次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年10月10日提出、山江村農業委員会会長。23ページから24ページが意見書の写しになっております。25ページが総括表となっております。26ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年、公社と借り手は6年10ヶ月から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等は記載のとおりでございます。なお、案件は2件で総面積は3,691㎡でございます。27ページは農地中間管理事業の公社を介した計画一覧となっております。筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。

それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。（申請内容について説明）。30ページから31ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に10月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

10月4日9時より、貸し手の方、借り手の方は欠席されました。事務局2名、担当推進委員、私の5名で現地調査を行っております。（場所について説明）。地目は田になっておりますが、現状につきましては以前、栗を植えたそうでありまして、5、6年前までは年に1度除草作業を行っていましたがそのままになっております。約3年前に貸し手の方で除草をされたということではありますが、その後管理がなされておらず、前の借り手の方も管理が難しいということで解約をし、今回の契約に至ったところであります。現在、近くの借り手の方に貸して飼料稲を作っているということで今回の契約に至りました。今後、借り手の方は飼料稲や牧草等を植える予定ということだそうであります。審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員 はい。

議長 はい。4番農業委員。

4番農業委員 この賃借料はゼロとなっていますけど、米はなしということですか。

事務局長 はい。貸し手側の方がいらっしゃいましたけれども、今回は無料でしていただくという事で話を伺っております。

4番農業委員 はい。

議長 賃料が発生しない使用貸借ということで契約を結んでおります。

4番農業委員 はい。

議長 それと、現状耕作放棄地のようになっておりますので、早急にこちらの方から除草してもらうよう指導しておきたいというふうに思います。

議長 他に、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再配分設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再配分設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。賃借権の再配分設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。34 ページから 35 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に 10 月 4 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

私から説明いたします。10 月 4 日 9 時 20 分より現地調査を確認しました。事務局の 2 名と、出し手の方は代理の方が来ておられました。借り手の方は欠席でした。私と担当推進委員、5 名で行いました。(場所について説明)。2 年くらい前まで耕作されておりましたが、これまで作られておりませんでした。これより飼料作物を作る予定だそうですので問題はないかと思っておりますので審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再配分設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 9「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○第 2 四半期報酬について
○農用地利用集積計画書添付資料について
○農地情報共有資料について

議長 はい。日程 9 その他について事務局より連絡がありましたが皆様方から質疑・意見等ございませんか。農地の情報共有に関して意見等ありましたら総会終了後でも結構ですので事務局の方をお願いしたいと思います。それでは、次に日程 10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 はい。それでは、日程 11「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 10 月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 6 年 10 月 10 日(木)午前 10 時 37 分終了

議長 _____

委員 _____

委員 _____